

○東京経済大学電子メールの利用に関する細則

2011年（平成23年）7月21日

制定

改正 2023年4月1日

（目的）

第1条 この細則は、「東京経済大学情報システムの利用に関する規程」（以下、「情報システムの利用に関する規程」という。）第8条に基づき、情報資産を保護し、電子メールの安全な利用に資することを目的とする。

（対象者）

第2条 この細則は、本学ドメイン（tku.ac.jp）に属するメールシステム（以下「本学メールシステム」という。）を利用する全ての利用者（以下「利用者」という。）に適用する。

（電子メールの利用目的）

第3条 本学メールシステムは、教育、研究及び職務遂行のために利用されることを目的とする。利用者は、この目的以外にこれを利用してはならない。

（電子メールアドレスの管理）

第4条 利用者は、電子メールアドレスについて、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 他人の電子メールアドレスを使用しないこと。
- (2) 電子メールアドレスを他人と共用しないこと。
- (3) 部署や団体等複数の関係者で共用したり、引き継いで使用したりする必要がある場合は、事前に情報ネットワーク委員会に連絡し、その指示に従うこと。
- (4) 必要以上に、電子メールアドレスを公開又は通知しないこと。

（パスワードの管理）

第5条 利用者は、「情報システムの利用に関する規程」第10条に従い、電子メールシステムのパスワードを適切に管理しなければならない。

（電子メールの利用についての遵守事項）

第6条 利用者は、電子メールの利用に際し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 他者の権利、プライバシーを侵害しないこと。
- (2) 他者を誹謗中傷する内容、危害を及ぼすような内容を含まないこと。
- (3) 電子メールは、即時性、到達性を保証されたものではないことを認識した上で利用

すること。

(4) 電子メールは、機密保持の面で脆弱であることを認識した上で利用すること。

(電子メールの受信についての遵守事項)

第7条 利用者は、電子メールの受信について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 定期的に電子メールの受信確認を行うこと。

(2) ウイルス対策ソフトウェア等を利用してウイルス対策を行うこと。ウイルス感染の疑いがある場合は、直ちに情報システム課に連絡し、その指示に従うこと。

(3) 不審な電子メールは、開かずに削除すること。また、電子メールに不審なファイルが添付されていた場合は、ファイルを開かずに削除すること。

(電子メールの作成及び送信についての遵守事項)

第8条 利用者は、電子メールの作成及び送信について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 要機密情報の送信は、別途定める「東京経済大学情報の取扱要領」に従って行うこと。要機密情報の送信は、本学が契約しているファイル転送サービスを利用することが望ましいが、電子メールを利用する場合は、暗号化しパスワードを付与して送信するとともに、パスワードは当該メールサービス以外の方法で漏えいに充分注意して伝達すること。

(2) 他者になりすまして電子メールを送信しないこと。

(3) チェーンメール（他の人へ同じ内容のメールを転送するよう要請するメール）、スパムメールを送信しないこと。

(4) TO（宛先）、CC（カーボンコピー）及びBCC（ブラインドカーボンコピー）の指定メールアドレス数は必要最小限とすること。

(5) 面識のない複数の人に同報メールを送信する場合は、BCCを利用すること。（TOやCCでの送信の場合、受信者へ他人の電子メールアドレスを伝えることになるため）

(6) 電子メール1通（添付ファイル含む）あたりの総容量は、電子メールシステムで定められた容量を超えないこと。

(7) 電子メールの「受信確認機能」は、原則使用しないこと。（受信者のソフトウェアが未対応の場合があるため。また、受信者の負担増に繋がるため）

(8) 宛先メールアドレスを誤って送信した場合、受信者に対し送信者が責任をもって対応すること。また、要機密情報を誤送信した場合は、学生の場合は学生課へ、教職員の

場合は総務課へ連絡すること。

(9) 半角カタカナ及び機種依存文字を極力使用しないこと。

(10) 転送や引用の場合は、転送元や引用元の文章を改変しないこと。

(電子メールの保存と削除)

第9条 利用者は、電子メールの保存と削除について、次の各号に掲げる事項を遵守し、利用者の責任において、電子メールを管理しなければならない。

(1) 本文や添付ファイルに要機密情報が含まれている電子メールを保存する場合は、暗号化・パスワード保護等の措置を講ずること。

(2) 本文や添付ファイルに要保護情報が含まれている電子メールについては、適宜バックアップをすること。

(3) 不要な電子メールは速やかに削除すること。

(4) 本文や添付ファイルに要機密情報が含まれている電子メールを削除する場合は、復元が困難な状態にすること。(ごみ箱を空にする。)

(電子メール利用の証跡の取得)

第10条 電子メールシステムの適正な利用のため、その利用状況について証跡の取得、保存、点検及び分析を行うことがある。

(改廃)

第11条 この細則の改廃は、情報セキュリティ委員会及び大学運営会議の議を経て、学長が行う。

付 則

この細則は、2011年(平成23年)7月21日から施行する。

付 則

この細則は、2023年(令和5年)4月1日から改正施行する。